

被災地の建築資材の便乗値上げや売惜しみの防止に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年六月八日

浜田 昌良

参議院議長 平田 健二殿

被災地の建築資材の便乗値上げや売惜しみの防止に関する質問主意書

東日本大震災復興特別区域法、福島復興再生特別措置法などが施行され、被災地において復旧から復興、さらには再生へと事業が動き出してきている。

一方、現地の工務店から「建築物の修復の事業が増えてきているが、生コン、瓦、サッシ、壁紙、塗料などの資材価格が上がりだしている。」との指摘を受けた。このように被災地では、復興需要に便乗した値上げや中小工務店への売惜しみが起きているのではないかとの疑念が広がっている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 生コン、瓦、サッシ、壁紙、塗料を始めとする主要建設資材の価格は、被災地でどのように推移しているか。政府が把握している範囲で、資材別に明らかにされたい。

二 前記一の政府が把握している資材価格は、どのような手法により把握しているのか。また、それは中小工務店の購入価格を代表していると評価できるのか。

三 便乗値上げや売惜しみを防止するために、中小工務店などが便乗値上げや売惜しみと類推される事態に直面した場合に、通報・相談できる窓口を関係行政機関に設置するべきと考えるが、政府の見解を示され

たい。

四 前記三のほか、復旧・復興・再生に取り組もうとしている被災地での便乗値上げや売惜しみを防止するために、野田内閣としてどのような対策を行うのか、具体的に明らかにされたい。

右質問する。